岐南町告示第７０号

令和８年第２回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年５月１８日

岐南町長　　後　藤　友　紀

記

１．期　日　　令和８年５月２９日

２．場　所　　岐南町議会議場

――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――

○議事日程

令和８年５月２９日（金）　第１日

| | | |
|---|---|---|
| 第　１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 第　２ | 会期の決定 | |
| 第　３ | 承認第　３号 | 専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例） |
| 第　４ | 承認第　４号 | 専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 第　５ | 議案第２３号 | 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第　６ | 議案第２４号 | 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第　７ | 議案第２５号 | 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第　８ | 議案第２６号 | 令和８年度岐南町一般会計補正予算（第１号） |
| 第　９ | 議案第２７号 | 令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 第１０ | 議案第２８号 | 令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 第１１ | 議案第２９号 | 令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算（第１号） |
| 第１２ | 同意第　４号 | 岐南町固定資産評価員の選任について |

| | | |
|---|---|---|
| 第１３ | 同意第　５号 | 羽島郡二町教育委員会委員の任命について |
| 第１４ | 諮問第　１号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第１５ | 選　第　１号 | 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙について（町長の推薦に基づき選挙する議員） |
| 第１６ | 選　第　２号 | 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙について（町長の推薦に基づかないで選挙する議員） |

――――――――――◇――――――――――

○諸般の報告

１．一般会計繰越明許費繰越計算書について

――――――――――◇――――――――――

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――◇――――――――――

○出席議員　　１０　名

| | |
|---|---|
| １　番 | 倉　内　貴　成　君 |
| ２　番 | 小　椋　正　子　君 |
| ３　番 | 廣　瀬　恵理子　君 |
| ４　番 | 長谷川　　淳　君 |
| ５　番 | 松　本　暁　大　君 |
| ６　番 | 三　宅　祐　司　君 |
| ７　番 | 松　原　浩　二　君 |
| ８　番 | 渡　邉　憲　司　君 |
| ９　番 | 加　藤　雅　浩　君 |
| １０　番 | 小　島　英　雄　君 |

――――――――――◇――――――――――

○欠席議員　　な　し

――――――――――◇――――――――――

○説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 町　長 | 後　藤　友　紀　君 |
| 副　町　長 | 崎　浦　良　典　君 |
| 教　育　長 | 野　原　弘　康　君 |
| 総　合　政　策　部　長 | 安　田　　悟　君 |
| 総　務　部　長 | 服　部　貴　司　君 |

| | |
|---|---|
| こども未来部長 | 三輪　学君 |
| 健康福祉部長 | 堀塲康伸君 |
| 住民部長 | 小野木崇夫君 |
| 基盤整備部長 | 板橋篤志君 |
| 会計管理者 | 井上剛志君 |

―――――――――――――◇―――――――――――――

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 摂田真広 |
| 書記 | 渡邉二志夫 |

―――――――――――――◇―――――――――――――

開会

午前１０時００分　開会

○議長（加藤雅浩君）　改めまして、皆様おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、令和８年第２回岐南町議会定例会を開会いたします。

―――――――――――――◇―――――――――――――

開議

○議長（加藤雅浩君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――◇―――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　日程に入る前に、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、町長に報告をしていただきます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君）　皆様、おはようございます。

それでは諸般の報告といたしまして、一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告をさせていただきます。

令和７年度岐南町一般会計補正予算第５号及び第６号において議決を得ました10事業、２億8,085万7,900円を繰越明許費として令和８年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

繰り越しました事業につきましては、総務費におきましてカスタマーハラスメント対応研修、戸籍システム等改修事業を、民生費におきまして地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金事業、物価高対応子育て応援手当支給事業を、衛生費におきまして社会保障・税番号制度対応システム改修事業を、商工費におきましてねぎっちょクー

ポン券配付事業を、土木費におきまして下印食雨水幹線整備事業を、消防費におきましてＪアラート受信設備更新事業、非常用災害備蓄品の購入を、教育費におきまして学校屋外夜間照明ランプ取替え修繕でございます。

なお、財源の内訳につきましては、未収入特定財源として国庫支出金等２億6,823万3,000円、残る1,262万4,900円については、一般財源を充当するものでございます。

ご報告は以上でございます。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第１　会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、１番　倉内貴成議員及び２番　小椋正子議員を指名いたします。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第２　会期の決定について

○議長（加藤雅浩君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から６月19日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月19日までの22日間に決定いたしました。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第３　承認第３号から第１１　議案第２９号まで

○議長（加藤雅浩君）　日程第３、承認第３号から日程第11、議案第29号までの９議案を一括で議題といたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（加藤雅浩君）　町長から提案理由の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君）　それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず承認第３号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布されたことに伴い、岐南町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第１項の規定により令

和８年３月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず個人住民税につきまして、物価上昇における税負担の軽減や就労調整への対応として、給与所得控除を時限的措置の５万円を含め９万円引き上げるとともに、同一生計配偶者や扶養親族に係る所得要件をそれぞれ４万円引き上げるもので、これらは令和９年度分から適用をいたします。

また、ひとり親控除の所得控除につきましても３万円引き上げ、こちらは令和10年度分から適用するものでございます。

寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税につきましては、特例控除額の上限を新たに設定し、令和10年度分から適用をいたします。

次に、固定資産税につきましては、新築住宅に係る軽減措置の床面積要件を緩和し、期限を５年延長するほか、劇場等のバリアフリー改修や太陽光発電設備に係る特例措置の見直し、延長を行い、これら特例措置については令和８年４月１日から適用いたします。さらに、事務の効率化と負担軽減を図るため、免税点を家屋は30万円に、償却資産は180万円にそれぞれ引き上げ、令和９年度分から適用するものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、環境性能割を令和８年３月31日をもって廃止し、現行の種別割の名称を軽自動車税に変更をいたします。なお、廃止に伴う減収分につきましては、国からの地方特例交付金等により全額補填されることとなっております。

本条例の施行日につきましては、令和８年４月１日を施行の基本としておりますが、固定資産税の免税点に関する規定は令和９年４月１日から、個人住民税の規定につきましてはそれぞれの適用年度に合わせ、令和９年１月１日または令和10年１月１日から施行するものでございます。

次に、承認第４号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

今回、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に公布されましたことから、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第１項の規定により令和８年３月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げ、子ども・子育て支援金額の限度額を３万円としたものでございます。

次に、関係法令の整備に伴う改正としまして、低所得者の保険料軽減判定基準額について、５割軽減の対象の場合は被保険者の数に乗ずる判定額を「30万5,000円」から「31万円」に、２割軽減の対象の場合は「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き

上げ、軽減対象を拡大するとともに、子ども・子育て支援課税額の追加に伴う軽減を規定したものでございます。また、子ども・子育て支援課税額の追加に伴い、未就学児がいる世帯、出産被保険者がいる世帯、18歳未満の被保険者がいる世帯の軽減の規定も追加をしております。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行したものでございます。

続きまして、議案第23号は、岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本町の総合行政情報システムの標準化を実施することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能が追加され、本町の住民基本台帳に登録されていないが、管理が必要な者の個人番号を管理する必要があることから、当該機能で処理する事務を個人番号の独自利用を行う事務として規定するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和８年９月７日から施行するものでございます。

議案第24号は、岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付を申請できることに伴い、本条例の多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付において、個人番号カードに加えて個人番号カードとして機能する特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加して規定するものでございます。

また、印鑑登録システムの標準化を実施することに伴い、国から公表されている印鑑登録システム標準仕様書に適合するよう規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は特定在留カード等の交付に伴う改正は公布の日から、標準化に伴う改正は令和８年９月７日から施行するものでございます。

次に、議案第25号は、岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の定額部分の額を改定するものでございま

す。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第26号は、令和８年度岐南町一般会計補正予算についてでございます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6,394万6,000円を増額し、101億7,394万6,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、人材派遣委託料1,330万5,000円、カスタマーハラスメント対策として通話録音装置の購入費15万円の増額、民生費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金317万3,000円、介護保険特別会計繰出金224万8,000円、すこやかセンターの空調設備及び照明器具更新に係る改修工事2,073万5,000円の増額、農林水産業費におきまして、学校給食県産農産物導入促進支援事業負担金252万8,000円の増額、教育費におきまして、西小学校屋外トイレ改修工事に係る設計等業務委託料146万6,000円の増額、また各費目にわたり職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたしております。

これに対する歳入の主なものといたしましては、県支出金におきまして、子ども・子育て支援施設整備交付金611万6,000円、学校給食県産農産物導入促進支援事業費補助金252万8,000円の増額、繰越金におきまして5,467万5,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第27号は、令和８年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ317万3,000円を増額し、24億5,870万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出につきましては、総務費におきまして、法改正に伴うシステム改修委託料24万8,000円、人事異動に伴う人件費292万5,000円の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、繰入金317万3,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第28号は、令和８年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ281万円を増額し、23億1,826万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出につきましては、総務費におきまして、介護認定調査に伴う会計年度任用職員の報酬等84万7,000円の増額、また職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金26万8,000円、県支出金13万4,000

円、繰入金224万8,000円、繰越金16万円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第29号は、令和８年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算についてでございます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ390万円を増額し、３億1,447万5,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費におきまして、笠松町立松枝小学校で実施する異学年集団による学び合い支援事業が県の推進校として決定したことを受け、事業実施に必要な経費を計上するものでございます。

これに対する歳入につきましては、事業実施に伴う笠松町からの分担金として390万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第１２　同意第４号から第１４　諮問第１号まで

○議長（加藤雅浩君）　日程第12、同意第４号から日程第14、諮問第１号までの３議案を一括で議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君）　続きまして、ご説明を申し上げます。

同意第４号　岐南町固定資産評価委員の選任についてでございます。

地方税法第404条第２項の規定により、固定資産評価委員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の中から議会の同意を得て選任するものでございます。

令和８年４月１日の人事異動により、石川範子が税務課長となったことに伴い、同人を選任したいものでございます。

続きまして、同意第５号は、羽島郡二町教育委員会委員の任命についてでございます。

羽島郡二町教育委員会委員の久納万里子氏の任期が令和８年７月24日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条の規定により、令和12年７月24日までの４年間とするものでございます。

最後に、諮問第１号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の大竹恵子氏、齊田芳久氏及び一柳道登司氏が令和８年６月30日をもって任期満了となります。大竹恵子氏、齊田芳久氏及び一柳道登司氏につきまして

は、再任の意向がございますので再任したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和８年７月１日から令和11年６月30日までの３年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤雅浩君）　日程第12、同意第４号　岐南町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。同意第４号　岐南町固定資産評価員の選任については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員です。したがって、同意第４号　岐南町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第13、同意第５号　羽島郡二町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。同意第５号　羽島郡二町教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、同意第５号　羽島郡二町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第14、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（加藤雅浩君）　討論がないようですので、これで討論を終わります。

採決します。諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については、候補者を適任と答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（加藤雅浩君）　起立全員であります。したがって、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については、候補者を適任と答申することに決定いたしました。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第１５　選第１号

○議長（加藤雅浩君）　日程第15、選第１号　木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙（町長の推薦に基づき選挙する議員）を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

これより指名します。町長の推薦に基づき選挙する議員には、三宅祐司議員と板橋篤志基盤整備部長を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました三宅祐司議員と板橋篤志基盤整備部長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、三宅祐司議員と板橋篤志基

盤整備部長が木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員（町長の推薦に基づき選挙する議員）に当選されました。

当選されました三宅祐司議員と板橋篤志基盤整備部長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第２項の規定により当選の告知をいたします。

――――――――――――――◇――――――――――――――

第１６　選第２号

○議長（加藤雅浩君）　日程第16、選第２号　木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙（町長の推薦に基づかないで選挙する議員）を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。町長の推薦に基づかないで選挙する議員には、松本暁大議員、小椋正子議員、倉内貴成議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました松本暁大議員、小椋正子議員、倉内貴成議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、松本暁大議員、小椋正子議員、倉内貴成議員が木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員（町長の推薦に基づかないで選挙する議員）に当選をされました。

当選されました松本暁大議員、小椋正子議員、倉内貴成議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第２項の規定により当選の告知をいたします。

――――――――――――――◇――――――――――――――

休会

○議長（加藤雅浩君）　お諮りします。議案調査のため、５月30日から６月２日までの４日間、休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君）　異議なしと認めます。したがって、５月30日から６月２日までの４日間、休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は６月３日午前10時に開きます。

――――――――――――――◇――――――――――――――

散会

○議長（加藤雅浩君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前１０時２７分　散会

――――――――――――――◇――――――――――――――

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長　　加　藤　雅　浩

岐南町議会議員　　倉　内　貴　成

岐南町議会議員　　小　椋　正　子